

現業職員給与、見直しへ!

質 むらの議員 <平成19年度 第3回定例市会 代表質問 2007.9.27>

平成19年7月に総務省が、地方公共団体の技能労務職員等の給与額について調査をし、民間企業の同業種と比較をしております。これによりますと、公務員、いわゆる現業職員の給与は民間の約5割から7割増しとなっております。そもそも、現業職員の給与は、地方公務員法ではなく「地方公営企業等の労働関係に関する法律」いわゆる地方企労法に基づき定められております。地方企労法の第7条によると「職員の賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項」とあり、これを根拠とし団体交渉によって職員の給与が決められております。

しかし、どのような基準や交渉を経て金額が決められたのか？他の政令市に比べても高い水準となっており、市民感覚からするとなはだ疑問に感じます。

地方財政逼迫の原因の1つに、この現業職員の人事費があげられます。行財政改革を進める本市において、このような官民の給与較差についてどのように考えているのか、見解をお伺いします。

答 梶本副市長



本市における労務職の給与については、他都市同様、労使協議を経て定めているところであります。現時点での給与水準は、高い水準となっており、具体的に給与の本俸では15政令市中7位ですが、地域手当や通勤手当、時間外手当など手当関係の合計では15政令市中1番となっており、これは決して好ましいことではないと思っております。総務省より給与の点検を実施し、可能なものは平成20年度から取り組むよう指導されておりますので、特殊勤務手当や時間外勤務手当を始めとする諸手当や給与全般にわたり、総合的に分析し、できれば、政令市中、中位程度の水準を目指において更なる見直しを図って参ります。

(議事録要約抜粋)

市会本会議

最高額市
神戸市会は二十七日、本会議を開き、五議員が二〇〇六年度決算に関する質問をした。諸手当を含めると、現業部門の職員の給与が全十五の政令指定都市の中でも最も高いことから、市は見直す方針を明らかにした。

(岡西篤志)

現業の給与見直しへ

総務省の調査をもとに、市の清掃職やバス運転手など現業部門と民間の同職種の給与月額を比較した市議は、民間に比べ五十七割も上回ることを指摘。地方財政を逼迫させる要因の一つに人件費があることを踏まえ、官民の格差について質問した。

梶本日出夫副市長は、「特殊勤務手当や時間外手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手当をはじめとする諸手當までもつていつた」と答弁した。

[2007年9月28日 神戸新聞]

須磨海岸、条例制定へ！

質 むらの議員 <平成19年度 第3回定例市会 代表質問 2007.9.27>

須磨海岸は、阪神間で唯一の自然海岸として貴重な海岸であり、海水浴場としても多くの市民に親しまれています。

しかし、近年、違法駐車、ごみ、花火の問題など無秩序な状態となっており、特に深刻な問題は、サンドバギーの乗り入れであります。周辺の迷惑も顧みず、我がもの顔で砂浜を走行し、非常に危険な状態であります。神戸市も管理者として再三にわたり注意しておりますが、全く改善されておりません。転落事故や海水浴客を巻き込んでの人身事故が起こる前にしっかりと対応する必要がありますが、警察当局も条例や法規がないため、取り締まることができない状態にあります。

全ての利用者が安全に快適に過ごせる海水浴場としてバギーをはじめとする危険行為を、条例化を含め警察が取り締まれるような規制をすべきと考えますが如何でしょうか？

答 鵜崎副市長

須磨海岸での禁止行為に対しては、海岸管理者として様々な対策を講じてきたが、現行の対策だけでは限界があるのも事実であり、厳しい状況を踏まえると、一定の結論を出すべき時期に来ているのではないかと考えております。今後警察等関係機関とより具体的な協議を進め、できるだけ早く方針を立てていきたい。皆様に安心して楽しめる美しい海岸になるよう、全力を尽くしていきたいと考えております。

(議事録要約抜粋)

須磨海岸の現状について、二人の議員が質問。ごみの不法投棄や花火の問題のほか、サンボギーが砂浜に乗り入れ、危険な状態が続いていることについて、管理者としての市の対応を問いただした。答弁した鵜崎功副市長は、これまで注意・指導を繰り返してきた経緯に触れ、「現行の対策では限界で、一定の方向性を出すべき時期に来ている。県警と協力し、できるだけ早期に強制力のある対策を講じていきたい」と、条例化も含め対応を急ぐことを示した。

[2007年9月28日 神戸新聞]

いつでも気軽にご相談ください。

TEL (078) 739-8889

<http://www.murano.gr.jp>

自由民主党神戸市会議員団 須磨区第2支部

神戸市会議員 むらの誠一事務所

〒654-0053

神戸市須磨区天神町3丁目2-45

FAX (078) 739-8887

